

# JIS

## 情報技術－プロセスアセスメント－ プロセスアセスメント実施に対する 要求事項

JIS X 33002 : 2017

(ISO/IEC 33002 : 2015)

(IP SJ/JSA)

平成 29 年 10 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 智	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	青 木 裕佳子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	稲 垣 浩	総務省行政管理局
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	榎 本 義 彦	日本アイ・ビー・エム株式会社
	山 田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会
	小 野 文 孝	東京大学
	紅 林 孝 彰	日本銀行金融研究所
	神 保 光 子	日本電気株式会社
	菅 野 育 子	愛知淑徳大学
	鈴 木 正 敏	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	足 立 朋 子	株式会社東芝
	西 山 茂	新潟国際情報大学
	中 西 悦 子	総務省情報通信国際戦略局
	三 宅 滋	株式会社日立製作所
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 29.10.20

官 報 公 示：平成 29.10.20

原 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3431-2808)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 伊藤 智)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 アセスメントの実施	2
4.1 一般要求事項	2
4.2 アセスメントアクティビティ	3
4.3 役割, 責任及び適格性	5
4.4 アセスメント入力	6
4.5 アセスメント記録	7
4.6 アセスメントのクラス	7
4.7 プロセス能力のアセスメント	9
5 プロセスアセスメントの適合性検証	10
附属書 A (規定) 独立性のカテゴリ	11
附属書 B (参考) アセスメント報告書の内容例	12
参考文献	14
解 説	15

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人情報処理学会（IPSI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

ソフトウェア開発を主たる対象としたプロセスアセスメント手法をセキュリティ、セーフティ、サービスなど、より広い範囲に適用するべく、国際規格 ISO/IEC 15504 シリーズ（JIS X 0145 シリーズ）の枠組みが見直されて、ISO/IEC 33000 シリーズへの移行及び再構築が行われており、これに対応して、この規格の制定を行った。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 情報技術—プロセスアセスメント— プロセスアセスメント実施に対する要求事項

## Information technology—Process assessment— Requirements for performing process assessment

### 序文

この規格は、2015年に第1版として発行された **ISO/IEC 33002** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

この規格では、規格番号“**330xx**”の一連の **JIS** 及び **ISO/IEC** 規格全体を総称する場合は、“規格類”と呼ぶ。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、診断対象プロセスのアセスメント結果が、客観的で、一貫していて、再現可能であり、かつ、代表的であることを確実にするアセスメント実施のための最小限の要求事項を定義する。

この規格で定義している要求事項は、組織又は組織の代行者が次の目的で使用できる。

- a) 自己アセスメントを促進する。
- b) プロセスパフォーマンスを向上し、プロセスに関連するリスクを軽減するための基盤を提供する。
- c) 関連するプロセス品質特性の達成度合を評定する。
- d) 組織間の客観的なベンチマークを提供する。

この規格は、全ての適用分野及びあらゆる大きさの組織に適用できる。

注記 1 この規格は、ソフトウェア又は情報分野が対象である。

注記 2 組織は、システム内において統合されたプロセスの集合を実装できる。

注記 3 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**ISO/IEC 33002:2015**, Information technology—Process assessment—Requirements for performing process assessment (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“一致している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。

**JIS X 33001:2017** 情報技術—プロセスアセスメント—概念及び用語

注記 対応国際規格：**ISO/IEC 33001:2015**, Information technology—Process assessment—Concepts and